

# 有機的に生産される食品の生産、加工、表示 及び販売に係るガイドライン

**CAC/GL 32-1999**



Food and Agriculture Organization of the  
United Nations



World Health  
Organization

Published by arrangement with the  
Food and Agriculture Organization of United Nations  
and the World Health Organization  
by the  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,  
Government of Japan

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により、「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の農林水産省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、**FAO** あるいは**WHO** のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、**FAO** あるいは**WHO** が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしも**FAO** あるいは**WHO** の見解を示すものではない。

© FAO/WHO, 2013 (English edition)

© Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 2013 (Japanese edition)

## 序文

---

コーデックス委員会は、消費者の健康を保護し、食品の公正な貿易を確保する目的で、国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）が設置した FAO／WHO 合同食品規格計画の枠組内にある政府間機関であり、180 ヶ国以上が加盟している。また、同委員会は、国際的な政府機関及び非政府機関が行うすべての食品規格作業の調整も推進している。

国際食品規格（Codex Alimentarius：ラテン語で、「食品法典」を意味する。）は、コーデックス委員会の作業の成果であり、国際的に採択された食品規格、指針、実施基準及びその他勧告を集めたものである。本書に記載の内容は、国際食品規格の一部である。

食品の表示は、食品の生産者と販売者、購入者と消費者の間に用いられる、第一義的な情報伝達の手段である。食品の表示に関する国際食品規格の基準及び指針は、「食品の表示」という個別の巻において公表されている。コーデックス食品表示部会は、一般的な勧告に加え、消費者に明確な情報を提供する目的で、市場において一般に受け入れられる特定の強調表示についても指針を与えている。

コーデックス食品表示部会は、有機的に生産される食品の生産及び国際的取引の増加を背景に、貿易を促進し、紛らわしい強調表示を防ぐことを目的として、「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」を作成した。本ガイドラインは、国際レベルで有機生産物の要件の調和を図ることを目的としており、この領域において自国の規格を制定することを望む各国政府は有用な指針として用いることができる。

本ガイドラインは、有機生産の概念及びその適用範囲、説明及び定義、表示及び強調表示（移行中／転換中の生産物を含む）、有機生産において使用が認められる資材(substances)の基準等を含む生産及び調製の規則、検査・認証制度、並びに輸入規制などを全般的に規定している。

表示に係る文書に関する情報、又はコーデックス委員会のその他の事項については、以下から入手することができる。

事務局長

コーデックス委員会

FAO／WHO 合同食品規格計画

FAO, Viale delle Terme di Caracalla,

00153 ローマ、イタリア

ファクス：+39 06 57054593

E メール : [codex@fao.org](mailto:codex@fao.org)

インターネットアドレス : <http://www.codexalimentarius.net>

1999 年採択。2001 年、2003 年、2004 年及び 2007 年改訂。2008 年、2009 年、2010 年、2012 年及び 2013 年修正

# 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

GL32-1999

## 序文

緒言.....	1
第1章 適用の範囲.....	4
第2章 解説及び定義.....	4
2.1 解説.....	4
2.2 定義.....	5
第3章 表示及び強調表示.....	7
一般規定.....	7
有機移行中／転換中の生産物の表示.....	9
小売り以外の容器の表示.....	9
第4章 生産及び調製の規則.....	10
第5章 附属書2に資材(substances)を追加する際の要件及び各国による資材(substances)一覧の策定基準.....	10
第6章 検査・認証制度.....	13
第7章 輸入.....	15
<b>附属書1 有機生産の原則.....</b>	<b>16</b>
A. 農産物及び農産物加工食品.....	16
B. 家畜及び畜産物.....	18
一般原則.....	18
有機飼養の対象となる家畜.....	19
転換.....	20
栄養.....	21
健康管理.....	23
家畜の飼養、輸送及びと畜.....	24
畜舎及び放飼いの条件.....	25
排泄物由来の肥料の管理.....	27
記録の保持及び識別.....	27
種に特有の要件.....	27
C. 取扱い、保管、輸送、加工及び包装.....	30
病虫害管理.....	31
加工及び製造.....	31
包装.....	31
保管及び輸送.....	32
<b>附属書2 有機食品の生産に使用可能な資材(substances).....</b>	<b>33</b>
<b>附属書3 検査又は認証制度における最低限の検査要件及び予防措置.....</b>	<b>51</b>
A. 生産ユニット.....	51

B.	調製及び包装ユニット.....	54
C.	輸入.....	55

## 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン

GL32-1999

## 緒言

1. 本ガイドラインは、有機的に生産される食品の生産、表示及び強調表示の基礎となる要件について、合意された取組みを行うことを目的として作成された。
2. 本ガイドラインの目的は、
  - 市場における偽装及び不正行為、並びに根拠のない生産物の強調表示から消費者を保護し、
  - 有機農産物以外の生産物を有機と称する虚偽表示から有機農産物の生産者を保護し、
  - 生産、調製、保管、輸送及び販売の全段階を検査対象とし、かつ本ガイドラインが遵守されていることを担保し、
  - 有機的に栽培された農産物の生産、認証、識別及び表示に関する規定の調和を図り、
  - 輸入のために各国のシステムの同等性認証を促進するため、有機食品管理システムの国際的なガイドラインを示し、及び、
  - 各国で有機農業システムを維持・強化し、地域及び世界的な環境保全に寄与すること。
3. 本ガイドラインは、現時点では、生産及び販売基準、検査の取極め並びに表示に関する有機生産物の要件の公式な国際調和への第一歩である。この分野において、そのような要件の策定と実施の経験は、未だに極めて限られている。また、有機的な生産方法に対する消費者の認識は、詳細であるが重要な規定において、世界の各地域により幾らか異なっている。そのため、現段階では以下のように認識されている。
  - 本ガイドラインは、各国が有機食品の生産、販売及び表示を規制する自国の制度を策定するのを支援する際の有用な道具である
  - 技術の進歩やガイドライン実施の経験を考慮に入れるため、本ガイドラインは定期的に改訂及び更新する必要がある
  - 本ガイドラインは、消費者の信頼を維持し、不正行為を防止し、さらに同等性に基づき他国からの生産物により厳しい規則を適用するため、加盟国同士によるより厳しい取極めやより詳細な規則を実施する権利を妨げない。
4. 本ガイドラインは、農場での有機生産、調製、保管、輸送、表示及び販売の各段階の原則を定め、土壌改良及び調整、病虫害及び疾病対策、並びに食品添加物及び加工

助剤に関して、一般に使用を認められる資材の目安を示している。表示については、有機的な生産方法が用いられたことを示唆する表現の使用は、認証機関又は当局の監視下にある事業者由来する生産物に限定される。

5. 有機農業は、環境を支えるさまざまな手法の一つである。有機生産システムは、社会的、生態的及び経済的に持続可能な、最適な農業生態系の達成を目指す生産の明確で厳密な基準に基づいている。「生物的」及び「生態的」等の用語は、有機的システムをより明確に表現するためにも用いられる。有機的に生産される食品の要件は、生産手順が生産物の識別、表示及び強調表示の本質的部分であるという点で他の農産物の要件とは異なっている。
6. 「有機」とは、有機生産規格に従って生産され、正式に設立された認証機関又は当局により認証された生産物であることを意味する表示用語である。有機農業は、外部からの資材の使用を最小限に抑え、化学合成肥料や農薬の使用を避けることを基本としている。一般的な環境汚染により、有機農法が生産物に全く残留がないことを保証することはできないが、大気、土壌及び水の汚染を最小限に抑える手法が用いられている。有機食品の取扱者、加工業者及び小売業者は、有機農産物の信頼性を保つために規格を遵守する。有機農業の主要目的は、土壌の生物、植物、動物及び人間の相互に依存し合う共同体の健康と生産性を最適化することである。
7. 有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである。地域によってはその地域に応じた制度が必要であることを考慮しつつ、非農業由来の資材を使用するよりも栽培管理方法の利用を重視する。これは、同システムの枠組みにおいて特有の機能を発揮させるために、化学合成資材を使用することなく、可能な限り、耕種的、生物的及び物理的な手法を用いることによって達成される。有機生産システムは、以下を目的としている。
  - a) システム全体において生物の多様性を向上させる
  - b) 土壌の生物活性を強化する
  - c) 長期的な土壌の肥沃化を維持する
  - d) 土地に養分を補給するために動植物由来の廃棄物を再利用し、再生不能資源の使用を最小限に抑える
  - e) 地域で確定された農業システムの再生可能な資源に依拠する
  - f) 土壌、水及び大気の健全な利用を促進するとともに、農作業に起因し得るあらゆる形態の汚染を最小限に抑える
  - g) あらゆる段階において農産物の有機性及び不可欠な品質を維持するために、特に加工方法に慎重を期して農産物を扱う



- h) 土地の履歴並びに生産される作物及び家畜の種類等、現場特有の要因により決定される、適切な長さの転換期間を経て有機農業を既存の農場において確立する
8. 消費者と生産者は密接な関わりを持っており、これは、長年にわたって培われた慣行である。市場の需要の拡大、生産における経済的利益の高まり及び生産者と消費者の距離の拡大により、外部の管理及び認証手続の導入が促進された。
9. 有機管理システムの検査は認証の不可欠な構成要素である。事業者の認証手続は、主として、事業者が検査機関と協力して作成した毎年の農業事業報告書に基づいている。同様に、加工段階では、加工作業及び加工場の状態を検査及び検証するための規格が作成される。認証機関あるいは当局が検査を行う場合、検査と認証の機能は明確に分けられている必要がある。整合性を維持するためには、事業者の手続きを認証する認証機関あるいは当局は、事業者の認証に関する経済的利害と無関係であるべきである。
10. 農場から消費者へ直接販売されるごく一部の農産物を除き、生産物の大半は既存の取引経路を経て消費者に届けられる。市場での不正行為を最小限に抑えるために、取引及び加工を行う企業を効果的に監査できるようにする具体的な措置が必要である。そのため、加工製品の規制は、最終製品の規制と比べ、全ての関係者による責任ある行動を必要とする。
11. 輸入要件は、「食品輸出入検査・認証に関する原則」<sup>1</sup>に定める同等性及び透明性の原則に基づくべきである。有機生産物の輸入を受け入れる場合、各国は通常、輸出国で適用される検査・認証手続及び基準について評価を行うこととする。
12. 本ガイドラインに基づき、有機生産システムが引き続き発展し、有機の原則及び基準が今後も策定されることを認識し、コーデックス食品表示部会（CCFL）は定期的に本ガイドラインの見直しを行わなければならない。コーデックス食品表示部会は、加盟国政府及び国際機関に対し各会合に先立ち、本ガイドラインへの修正提案を求めることによりこの見直し作業に着手しなければならない。

---

<sup>1</sup> CAC/GL 20-1995

## 第 1 章 適用の範囲

---

- 1.1 本ガイドラインは、有機的な生産方法について言及する表示を付すか、又は付そうとする以下の生産物に適用される。
- a) 附属書 1 及び 3 に定める生産の原則及び特定の検査規則が導入される場合の未加工の農産物、家畜及び畜産物
  - b) 上記 (a) に由来する食用の農産物加工食品及び畜産物加工食品<sup>2</sup>
- 1.2 生産物は、広告や商業上の書類を含む表示又は強調表示において、生産物又はその原材料が、「有機」、「バイオダイナミック」、「生物的」、「生態的」等の用語、又は生産物が市場に流通している国において、購入者に当該生産物又はその原材料が有機的な当該生産方法に由来することを示唆するような呼称を含む類似の趣旨の言葉が記載される場合には、有機的な生産方法について言及した表示がなされているとみなされる。
- 1.3 第 1.2 項は、このような用語が生産方法と明らかに無関係な場合には適用されない。
- 1.4 本ガイドラインは、第 1.1 項に記載の生産物の生産、調製、販売、表示及び検査に適用されるコーデックス委員会（CAC）の他の規定を損なうことなく適用される。
- 1.5 遺伝子操作／遺伝子組換え生物（GEO／GMO）により生産された全ての原料又は製品は、（栽培、生産又は加工のいずれについても）有機生産の原則に適合しないため、本ガイドラインの下では使用が認められない。

## 第 2 章 解説及び定義

---

### 2.1 解説

食品が有機的な生産方法について言及されるのは、持続可能な方法で生産性を維持する生態系の育成に努め、かつ相互に依存する生命体、動植物の残さの再利用、作物の選別や輪作、水管理、耕起法及び耕種法等をさまざまに組み合わせることによって、雑草、有害動植物及び病気を防除するような栽培管理方法を用いた有機農法に由来する食品に限られるべきである。動植物の生態にバランスのとれた養分を補給し、土壌資源を保全する手段

---

<sup>2</sup> 畜産物の調製において使用が認められる、農業に由来しない原材料及び加工助剤の一覧が作成されるまで、権限のある当局は各自の一覧を策定すべきである。

として土壌生物の活動や土壌の物理的及び鉱物的性質を最大限に活用するようなシステムによって、土壌の生産力の維持増進を図る。生産は、土壌改良に不可欠な植物栄養素を再利用することにより持続可能となるべきである。病虫害防除は、バランスのとれた宿主と捕食者の関係の促進、益虫の増加、生物的及び耕種的防除並びに病虫害及び損傷部の物理的除去により達成される。有機的な家畜飼養の基本は、土地、植物及び家畜の間に調和のとれた関係を構築し、家畜の生理学的要求及び行動学的要求に配慮することである。これは、有機栽培された良質な飼料の給与、家畜の適切な飼養密度、行動学的要求に応じた家畜飼養体系、並びにストレスを最小限に抑え、動物の健康と福祉の増進に努め、疾病を予防し、化学逆症療法用の抗生物質等の動物用医薬品の使用を避けるような動物管理方法を組み合わせることにより達成される。

## 2.2 定義

本ガイドラインにおいて、用語を以下のように定義する。

**農産物／農業由来の生産物**とは、加工の有無に関係なく、食用（水、食塩及び添加物を除く）又は飼料用として販売される生産物又は商品をいう。

**監査**とは、活動及び関連結果が所期の目的と一致しているかどうかを判断するための系統的かつ機能的に独立した審査をいう<sup>3</sup>。

**認証**とは、公的認証機関又は公的に認められた認証機関が、食品又は食品管理システムが要件に適合していること、書面又は書面と同等の手段により保証するための手続を指す。食品の認証は、必要に応じて、継続的なオンライン検査、品質保証システムの監査及び最終製品の審査等を含む一連の検査活動に基づいて行われる<sup>4</sup>。

**認証機関**とは、「有機」として販売又は表示された製品が本ガイドラインに従って生産され、加工され、調製され、取り扱われ、輸入されたことの検証に責任を持つ機関をいう。

**権限のある当局**とは、権限を有する公的政府機関をいう。

**遺伝子操作／遺伝子組換え生物**。遺伝子操作／遺伝子組換え生物については、暫定的に次

---

<sup>3</sup> CAC/GL 20-1995

<sup>4</sup> CAC/GL 20-1995

のように定義されている<sup>5</sup>。遺伝子操作／遺伝子組換え生物、また、それらに由来する製品は、交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法で遺伝物質を変化させる技術を用いて生産される。

**遺伝子操作技術／遺伝子組換え技術(技法)**には、組換え DNA、細胞融合、マイクロインジェクション、マクロインジェクション、被包化、遺伝子欠失、遺伝子の倍加等が含まれる。遺伝子組換え生物には、接合、形質導入及び交雑等の技術に由来する生物は含まれない。

**原材料**とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調製において用いられ、場合によっては変形した形態で最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう<sup>6</sup>。

**検査**とは、工程間検査及び最終製品の検査等、食品自体又は食品、原料、加工及び流通の管理システムに関して、それらが要件に適合していることを検証するために行う審査をいう<sup>7</sup>。有機食品に関する検査には、生産及び加工システムの審査も含まれる。

**表示**とは、販売又は処分を促進する目的でなされたものを含む、ラベル上にあるか、食品に添付されているか若しくは食品の近傍に掲示されているあらゆる記載、印刷物又は図をいう<sup>8</sup>。

**家畜**とは、食用のために又は食料生産の過程で飼養される牛（バッファローやバイソンを含む）、羊、豚、山羊、馬、家きん及びハチを含む、家畜又は家畜化された動物をいう<sup>9</sup>。野生動物の狩猟又は漁獲による生産物はこの定義の一部とみなしてはならない。

**販売**とは、販売目的での保有若しくは販売のための展示、販売の申し出、販売、納品又は他のいかなる形態でも市場に出すことをいう。

**公的認定**とは、権限を有する政府機関が、検査又は認証機関に検査及び認証業務を提供する権限を正式に認める手続きをいう。有機生産物に関して、権限のある当局は民間機関に

---

<sup>5</sup> コーデックス委員会が承認する遺伝子操作／組換え生物の定義が存在しないため、この定義は、各国政府が本ガイドラインを適用する際の最初の手引として策定されている。そのため、この定義はコーデックス委員会とその下部委員会によるその他の検討事項を考慮して依然検討中である。その間、加盟国は自国の定義を適用することができる。

<sup>6</sup> 「包装食品の表示に関する一般規格」第4章－「包装食品の表示」(CODEX STAN 1-1985)

<sup>7</sup> CAC/GL 20-1995

<sup>8</sup> CODEX STAN 1-1985

<sup>9</sup> 水産養殖に関する規定は今後策定される。

認定機能を委託することができる。

**公的に認められた検査制度／公的に認められた認証制度**とは、権限を有する政府機関により正式に認可又は承認された制度をいう<sup>10</sup>。

**事業者**とは、生産物がある後に販売に出されることを意図して、第 1.1 項に記載の生産物を生産、調製若しくは輸入する者、又はそのような生産物を販売する者をいう。

**植物防疫資材**とは、食品、農産物又は飼料の生産、保管、輸送、流通及び加工において、好ましくない動植物種を含む有害動植物又は疾病の予防、破壊、誘引、撃退又は管理を目的とした資材 (substances)をいう。

**調製**とは、農畜産物のと殺、加工、保存及び包装の作業を指し、また、有機的な生産方法の提示に関する表示に対して行われる変更も意味する。

**生産**とは、農産物を提供するため、農産物が農場にある状態で行われる作業であり、農産物の最初の包装及び表示を含む。

**動物用医薬品**とは、治療、予防若しくは診断の目的上、又は生理的機能若しくは作用の改良のために用いられるかどうかに関係なく、肉若しくは乳を生産する動物、家きん、魚類又はハチを含む食品を生産する動物に使用又は投与される物質をいう<sup>11</sup>。

### 第 3 章 表示及び強調表示

#### 一般規定

- 3.1 有機生産物は、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格に従い表示されるべきである<sup>12</sup>。
- 3.2 第 1.1 項 (a) で特定された生産物の表示及び強調表示は、以下のすべてを満たす場合に限り、有機的な生産方法について言及することができる。
- a) その表示が農業生産方法に関連していることを明確に示すこと

<sup>10</sup> CAC/GL 20-1995

<sup>11</sup> コーデックス委員会手続マニュアルの定義

<sup>12</sup> CODEX STAN 1-1985

- b) 生産物が第4章の要件に従い生産されたか、又は第7章に定める要件に基づき輸入されていること
- c) 生産物が第6章に定める検査制度の対象となる事業者により生産又は輸入されていること
- d) 表示において、生産又は直近の加工作業を行った事業者が対象となる公的に認められた検査若しくは認証機関の名称又はコード番号が言及されていること

3.3 第1.1項(b)で特定された生産物の表示及び強調表示は、以下のすべてを満たす場合に限り、有機的な生産方法について言及することができる。

- a) その表示が、農業の生産方法に関連しており、当該農産物の名称と関係していることを明確に示すこと。ただし、そのような表示が原材料一覧に明確に記載される場合を除く。
- b) 生産物の農業由来の原材料がすべて第4章の要件に従って得られる生産物であるか、若しくはこれに由来するか、又は第7章に定める取極めに基づき輸入されること
- c) 生産物が附属書2の表3に記載されていない非農業由来の原材料を含まないこと
- d) 同一の原材料が有機と非有機の両方に由来しないこと
- e) 生産物又はその原材料が、調製中に、放射線照射又は附属書2の表4に記載されていない資材(substances)の使用を伴う処理がされていないこと
- f) 生産物が本ガイドライン第6章に定める通常の見直し検査制度の対象となる事業者によって調製又は輸入されたこと
- g) 表示において、直近の調製作業を行った事業者を所管する公的機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局の名称及び/又はコード番号が言及されていること

3.4 第3.3項(b)の特例として、

- 第3.3項(b)の要件を満たしていない農業由来の特定の原材料は、第1.1項(b)に記載の生産物の調製において、最終製品に占める割合が食塩及び水を除く総原材料重量の5%以下であれば使用することができる
- その場合には、本ガイドライン第4章の要件に従い、そうした農業由来の原材料が入手できないか、又は十分な量が確保できない場合であること

3.5 本ガイドラインの今後の見直し結果が出るまで、加盟国は自国内において販売される第1.1項(b)に言及された生産物に関して以下を検討することができる。

- 農業原材料の割合が95%未満の原材料を含む生産物に関する特定の表示規定の策定
- 食塩及び水のみを除くすべての原材料に代えて、農業由来の原材料に基づく第

3.4 項 (5%) 及び第 3.5 項 (95%) の割合の算出

ー 農業由来の複数の原材料を含む「移行中／転換中」の表示を付した生産物の販売

3.6 加盟国が上記第 3.5 項に従い、有機原材料の割合が 95% 未満の生産物についての表示規定を策定する場合、特に、有機原材料の割合が 95% 及び 70% の生産物に関して、以下の要素を検討することができる。

- a) 生産物が第 3.3 項 (c)、(d)、(e)、(f) 及び (g) の要件を満たしていること
- b) 有機的な生産方法について言及する表示は、総原材料（添加物を含むが、食塩及び水を除く。）に占めるおおよその割合についての参照として前面パネルにのみ付されること
- c) 原材料が、原材料一覧において多い順（重量百分率）に表示されること
- d) 原材料一覧における表示が、原材料一覧の他の表示と同色で同一スタイル及びサイズの文字とともに付されること

#### 有機移行中／転換中の生産物の表示

3.7 有機農法へ移行中の農場の生産物には、有機的な生産方法を用いた生産から 12 ヶ月後に初めて「有機へ移行中」と表示することができる。ただし、以下を条件とする。

- a) 第 3.2 項及び第 3.3 項に定める要件を完全に満たしていること
- b) 移行中／転換中を示す表示が、転換期間を完全に終了した農場又は農場ユニットから得られた生産物と異なることについて、購入者に誤解を生じさせないこと
- c) そのような表示は、「有機栽培に転換中の生産物」等の文言、又は生産物が販売される国の権限のある当局によって承認された同様の用語又は表現の形をとり、生産物の販売説明より目立たない色、サイズ及びスタイルの文字で付されなければならない
- d) 単一の原材料による食品は、「有機へ移行中」と主要な表示パネルに表示することができる
- e) 表示において、直近の調製作業を行った事業者が対象となる公的若しくは公的に認められた認証機関又は当局の名称又はコード番号が言及されていること

#### 小売り以外の容器の表示

3.8 第 1.1 項で言及された生産物の小売以外の容器の表示は、附属書 3 の第 10 項に定める要件に従うべきである。

## 第 4 章 生産及び調製の規則

---

- 4.1 有機的な生産方法は、第 1.1 項 (a) で言及された生産物の生産に関して以下を要求する。
- a) 少なくとも附属書 1 の生産要件を満たすこと
  - b) 上記 (a) を満たせない場合、附属書 2 の表 1 及び表 2 に記載の資材 (substances)、又は第 5.1 項に定める基準を満たし、個々の国によって承認された資材 (substances) を植物防疫資材、肥料、土壌改良剤として用いることができること。ただし、当該使用が関連する国の規定に従い、当該国における一般的な農業において禁じられていないことを条件とする。
- 4.2 有機的な加工方法は、第 1.1 項 (b) で言及された生産物の調製に関して以下を要求する。
- a) 少なくとも附属書 1 の加工要件を満たすこと
  - b) 附属書 2 の表 3 及び表 4 に記載の資材 (substances)、又は第 5.1 項に定める基準を満たし、個々の国によって承認された資材 (substances) を、非農業由来の原材料又は加工助剤として用いることができること。ただし、当該使用が関連する国の食品の調製に関する規定において禁じられておらず、かつ、適正製造規範に従っていることを条件とする。
- 4.3 有機生産物は附属書 1 の要件に従い保管及び輸送すること。
- 4.4 第 4.1 項 (a) 及び第 4.2 項 (a) の規定の特例として、権限のある当局は、附属書 1 の畜産物に関する規定に関して、有機農法の段階的な展開を認めるために実施期間の例外とともに、より詳細な規則を定めることができる。

## 第 5 章 附属書 2 に資材 (substances) を追加する際の要件及び各国による資材 (substances) 一覧の策定基準

---

- 5.1 第 4 章で言及された使用許可資材 (substances) 一覧を修正するためには、少なくとも以下の基準を用いるべきである。有機生産物への新たな資材 (substances) の使用を評価するためにこれらの基準を用いる場合、各国はあらゆる適用法令及び規制の条項を考慮し、要請に応じて、他国にこれを提供しなければならない。

附属書 2 に新たな資材 (substances) の追加を提案するには、以下の一般基準をすべて



満たさなければならない。

- i) 本ガイドラインに概説する有機生産物の原則と一致していること
- ii) 当該資材 (substances)の使用が使用目的にとって必要／不可欠であること
- iii) 当該資材 (substances)の製造、使用及び処理により、結果として環境に有害な影響を及ぼさないこと、又はその一因とならないこと
- iv) 人間又は動物の健康及び生活の質への悪影響が最も低いこと
- v) 承認された代替物が十分な量又は質の点で確保できないこと

上記の基準は、有機生産物の信頼性を保つために総じて評価に用いられる。さらに、評価プロセスにおいては以下の基準が適用されるべきである。

- a) 肥沃化、土壌改良目的で使用される場合：
  - － 土壌の肥沃化を確保又は維持するために不可欠であるか、又は附属書 1 に記載の慣行又は附属書 2 の表 2 に記載のその他の資材では満たすことができない作物の特定の栄養必要量、又は特定の土壌調整及び輪作目的を達成するために不可欠であること
  - － 原材料は植物、動物、微生物又は鉱物由来とし、物理的（機械的処理、熱処理等）、酵素的、微生物的（たい肥化、発酵等）処理を施してもよいこと。これらの処理が尽きた場合に限り、化学的処理をキャリアー及びバインダーの抽出目的にのみ検討することができる<sup>13</sup>
  - － 使用により、土壌生態系の均衡や土壌の物理的特性、又は水質及び大気質に有害な影響を及ぼさないこと
  - － 使用を特定の条件、特定の地域又は特定の商品に制限されうること
- b) 植物の防疫又は有害動植物及び雑草防除の目的で使用される場合
  - － 他の生物的、物理的若しくは耕種的な代替手段及び/又は効果的な栽培管理方法が利用できない有害生物又は特定の病気の防除のために不可欠であること
  - － 使用する場合、環境、生態系（特に対象でない生物）及び消費者、家畜及びハチの健康に有害な影響を及ぼす可能性を考慮すること
  - － 資材 (substances)は植物、動物、微生物又は鉱物由来とし、物理的（機械的処理、熱処理等）、酵素、微生物（たい肥化、消化等）処理を施してもよいこと
  - － ただし、例外的に、化学的に合成されたフェロモン等、トラップや取出し容器に用いられる資材である場合、当該資材が自然形態では十分な量が入手で

<sup>13</sup> 本基準における化学的処理の使用は暫定措置であり、本ガイドラインに定める規定に則して再検討する必要がある。

きない場合には一覧への追加を検討されるが、その使用条件は、直接又は間接を問わず、結果として食用部分に当該資材の残さが存在しない場合に限ること

- 使用を特定の条件、特定の地域又は特定の商品に制限されうること
  
- c) 食品の調製又は保存において添加物又は加工助剤として使用される場合
  - これらの資材 (substances)は、本ガイドラインに適合する技術が他に利用できない場合に、当該資材 (substances)に依拠することなくして、以下を行うことが不可能であることが明らかとなった場合に限り使用されること
    - 添加物にあつては、食品の生産又は保存
    - 加工助剤にあつては、食品の生産
  - これらの資材 (substances)は自然界で入手されるものであり、機械的／物理的处理 (抽出、析出等)、生物的／酵素処理及び微生物処理 (発酵等) を施してもよいこと
  - 又は、上述の資材 (substances)がそのような方法や技術では十分な量を確保できない場合、化学的に合成された資材 (substances)を例外的に一覧へ追加することを検討することができる
  - 使用により、生産物の信頼性が維持されること
  - 食品の性質、資材 (substances)及び品質に関して、消費者が欺かれることのないこと
  - 添加物及び加工助剤が生産物の全体的な品質を損なわないこと

資材 (substances)を一覧へ追加する評価プロセスにおいては、全ての利害関係者が関与する機会を提供すべきである。

- 5.2 各国は、第 5.1 項に概説する基準を満たす資材 (substances)一覧を策定又は採択すべきである。

## 第6章 検査・認証制度<sup>14</sup>

- 6.1 検査・認証制度は、有機的に生産される食品の表示及び強調表示を確認するために用いられる。これらの制度の構築には「食品輸出入検査・認証に関する原則」<sup>15</sup>、「食品輸出入検査・認証制度の設計、運用、評価及び認定に関するガイドライン」<sup>16</sup><sup>17</sup>を考慮すべきである。
- 6.2 権限のある当局は、1つ以上の指定機関及び/又は公的に認められた検査・認証<sup>18</sup>機関により運用され、第1.1項で言及される生産物の生産、調製又は輸入を行う事業者を対象とする検査制度を構築すべきである。
- 6.3 公的に認められた検査・認証制度は、少なくとも附属書3に定める措置とその他の予防措置の適用を含むものでなければならない。
- 6.4 公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局が運用する制度の適用について、各国は当該機関の承認及び監督に責任を有する権限のある当局を特定すべきである。
- 特定された権限のある当局は、下された決定及び取られた措置に対する責任を有しつつ、民間の検査・認証機関の評価及び監督を民間の又は公的な第三者に委託することができる。(本ガイドラインにおいて、以下「指定者」と称する)。委託された場合、民間又は公的な第三者は、検査又は認証に従事してはならない。
  - この目的上、輸入国は、輸出国に特定の権限のある当局や国内制度が存在しない場合には第三者認定機関を認めることができる。
- 6.5 公的に認められた認証機関又は当局として認定するために、権限のある当局又はその指定者は、評価を行うに際し以下を考慮すべきである。
- a) 当該機関が検査対象の事業者に対して課そうとする検査措置や予防措置の詳細な説明等、遵守すべき標準的な検査・認証手続

<sup>14</sup> 認証機関が運用する制度は、一部の国において、検査機関が運用する制度と同等であることがある。そのため、これらの制度が同義となる場合には、「検査・認証」の用語が用いられる。

<sup>15</sup> CAC/GL 20-1995

<sup>16</sup> CAC/GL 26-1997

<sup>17</sup> ISO65 等、合意された他の国際規格も参照のこと。

<sup>18</sup> 有機承認プロセスにおいて、「認証機関」又は「検査機関」のいずれかが実施する認証について言及されることが多い。同一機関がこれらの機能を行う場合、検査と認証の役割を明確に区別しなければならない。

- b) 不正又は違反が発見された場合に当該機関が適用する罰則
  - c) 有資格の要員、管理・技術的施設、検査経験及び信頼性という形態による適切な資源の利用可能性
  - d) 検査対象の事業者に対する当該機関の客観性
- 6.6 権限のある当局又はその指定者は以下を行うべきである。
- a) 検査又は認証機関が実施する検査が客観的なものであることを確保すること
  - b) 検査の有効性を検証すること
  - c) 発見された不正又は違反及び適用された罰則を把握すること
  - d) 認証機関又は当局が (a) 及び (b) で言及された要件を満たすことができない場合、又は第 6.5 項に示される基準をもはや満たさないか、若しくは第 6.7 項から第 6.9 項に定める要件をもはや満たすことができない場合、そのような認証機関の承認を取り消すこと
- 6.7 第 6.2 項で言及された公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局は、以下を行うべきである。
- a) 少なくとも附属書 3 で言及された検査措置及び予防措置が検査対象の事業者に確実に適用されるようにすること
  - b) 当該の事業者に責任を有する者及び権限のある当局以外の者に対して、検査又は認証活動において入手した秘密情報及びデータを開示しないこと
- 6.8 公的検査機関若しくは公的に認められた検査機関又は公的認証機関若しくは公的に認められた認証機関は、以下を行うべきである。
- a) 権限のある当局又はその指定者が本ガイドラインに基づく自らの義務を果たすために必要とみなす情報及び協力を提供するとともに、権限のある当局又はその指定者に、監査目的上、自らの事務所及び施設への立入りを、また、事業者の任意の監査のために、事業者の施設への立入りを認めること
  - b) 権限のある当局又はその指定者に前年の検査対象の事業者の一覧を毎年送付し、権限のある当局に簡潔な年次報告書を提出すること
- 6.9 第 6.2 項で言及された指定機関及び公的認証機関又は公的に認められた認証機関は、以下を行うべきである。
- a) 第 3 章及び第 4 章の実施、又は附属書 3 で言及された措置の実施において不正が発見された場合、有機的な生産方法について言及した第 1.2 項で規定された表示がロット全体又は当該不正によって影響を受けた生産工程から除去されるようにすること
  - b) 明白な違反又は長期に及ぶ影響のある違反が発見された場合、当該の事業者が有

機的な生産方法に関する表示を付した生産物を販売することを権限のある当局又はその指定者と合意した期間禁止すること

- 6.10 権限のある当局が本ガイドラインの適用において不正又は違反を発見した場合、「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン」<sup>19</sup>の要件が適用されるべきである。

## 第7章 輸入

---

- 7.1 第 1.1 項で言及された輸入品は、輸出国の権限のある当局又はその指定機関が、証明書において指定するロットは、少なくとも本ガイドラインの全章及び附属書に定める規則を適用した生産、調製、販売及び検査制度内で入手されたものであり、第 7.4 項で言及された同等性に関する決定を満たす旨を記載した検査証明書を発行した場合に限り、販売することができる。
- 7.2 商品は上記第 7.1 項に記載の証明書の原本を添付して最初の荷受人の敷地まで送達され、その後、輸入者は検査又は監査の目的上、取引証明書を 2 年以上保存すること。
- 7.3 生産物の信頼性は、輸入から消費者に渡るまで維持されるべきである。輸入された有機生産物が、検疫のため国内規制により本ガイドラインに準拠しない処理を受けることにより本ガイドラインの要件に準拠しなくなる場合、有機生産物ではなくなる。
- 7.4 輸入国は以下を行うことができる。
- a) 輸入国が自国の規則との同等性に関して判断することができるよう、輸出国と輸入国の権限のある当局間で相互に合意した専門家が作成した、輸出国において適用された措置に関する報告書を含む詳細な情報を求めること。ただし、輸入国のそのような規則が本ガイドラインの要件を満たすことを条件とする
  - b) 輸出国で適用された生産及び調製の規則、並びに生産及び調製自体を含む検査・認証手段を審査するために輸出国とともに現地調査を手配する
  - c) 消費者を混乱させないために、生産物が、第 3 章の規定に基づき、当該生産物の輸入国において適用される表示要件に従って表示されることを要求すること

---

<sup>19</sup> CAC/GL 25-1997

## 附属書 1

### 有機生産の原則

#### A. 農産物及び農産物加工食品

---

1. 農地区画、農場又は農場ユニットについては、は種前2年以上、又は牧草を除く多年生作物にあつては、本ガイドライン第1.1項(a)で言及された農産物の最初の収穫前3年以上の転換期間中、本附属書に定める原則に従い農産物の生産を行っていることとする。権限のある当局、又は委託される場合には、公的認証機関若しくは公的に認められた認証機関は、一定の場合について(2年以上耕作の目的に供されていない等)、過去の土地の利用状況を考慮して、当該期間の延長又は短縮を決定することができる。ただし、当該期間は12ヵ月以上とする。
2. 転換期間は、長さに関係なく、生産ユニットが第6.2項により求められる検査制度下に置かれ、かつ、当該ユニットが本ガイドライン第4章に記載の生産規則の実施を開始した後、初めて開始される。
3. 農場全体を一度に転換しない場合、転換開始時から該当ほ場については本ガイドラインに従って生産を行い、段階的に転換を実施することができる。慣行農法から有機農法への転換は、本ガイドラインに規定の認可された手法を用いて達成することとする。農場全体を同時に転換しない場合、当該農場は、附属書3のパートA第3項及び第11項で言及されるユニットに分割しなければならない。
4. 有機農産物生産へ転換中の区域は、転換済みの区域と同様に、有機農法と慣行農法を交互に行ってはならない(交互に切り替えてはならない)。
5. 必要に応じて、以下を行うことにより、土壌の性質や生物機能の活性に由来する農地の生産力の維持又は増進を図るべきである。
  - a) 適切な輪作プログラムにより、マメ科植物、緑肥植物又は深根性植物を栽培すること。
  - b) 本ガイドラインに従い生産を行う農地から、たい肥又はそれ以外の有機資材を土壌へ施用すること。たい肥等を含む畜産業の副産物は、本ガイドラインに従い生産を行う畜産用地由来の場合には利用することができる。

附属書2の表1で特定された資材(substances)は、上記第5項(a)及び(b)に定める方法によって作物又は土壌状態の適切な養分補給が達成できないか、又はたい肥にあつては、有機農法によって入手できない場合に限り適用することができる。

- c) たい肥活性剤については、適切な微生物又は植物に由来する調製剤を使用することができる。
- d) 岩石を粉砕したもの、たい肥又は植物に由来するバイオダイナミック調製品についても、本第 5 項が対象とする目的であれば、使用することができる。
6. 病害虫及び雑草の防除は以下のいずれかの方法、又はこれらを組み合わせた方法により行うべきである。
- － 適切な作目及び品種の選定
  - － 適切な輪作プログラム
  - － 物理的な耕作
  - － 有害動植物を捕食する生物が生息する原植生を維持するような生垣や営巣地等、生態系の緩衝地帯を設け、好ましい生息地を提供することによる有害動植物の天敵の保護
  - － 地理的な位置により異なる多様な生態系。例えば、土壌浸食を防止するための緩衝地帯、混農林業、輪作等
  - － 雑草の焼却
  - － 天敵（捕食動物及び寄生生物の放出を含む）
  - － 岩石を粉砕したもの、たい肥又は植物に由来するバイオダイナミック調製品
  - － マルチング及び草刈り
  - － 動物の放牧
  - － トラップ、障壁、光、音等による物理的防除
  - － 土壌再生のための適切な輪作を行うことができない場合の蒸気殺菌
7. 作物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、上記第 6 項で特定された方法では効果的に防除することができないか、又は効果的でないことが予測される場合に限り、附属書 2 に記載の資材を使用することができる。
8. 種子及び栄養繁殖用の苗は、少なくとも 1 世代以上、又は多年生作物にあっては 2 期以上の生育期につき、本ガイドライン第 4.1 項の規定に従い栽培された植物に由来するものであるべきである。事業者が上記要件を満たすものを入手できないことを公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局に対して説明できる場合、当該認証機関又は当局は、以下を認めてもよい。
- a) 第一に、未処理の種子又は栄養繁殖用の苗の使用
  - b) 上記 (a) を入手できない場合、附属書 2 に記載された以外の資材を用いて処理された種子及び栄養繁殖用の苗等の使用

権限のある当局は、上記第 8 項に定める特例の適用を制限する基準を定めることがで

きる。

9. 自然地域、森林及び農業区域において自生する食用に適する植物及びその一部の採取は、以下の場合には有機的な生産方法とみなされる。
  - 当該産物が、本ガイドライン第6章に定める検査・認証制度の対象となる明確に定義された採取場に由来すること
  - 当該産物の採取前3年間につき、附属書2に記載される以外の資材を用いた処理を施されていない区域であること
  - 当該産物の採取により、当該採取場における自然生息地の安定又は種の維持に支障を生じないこと
  - 当該産物が、その産物の収穫あるいは採取を管理する事業者からのものであること。その事業者は、その身元が明確に確認される者でなくてはならず、また、その採取地域に詳しい者でなくてはならない

## B. 家畜及び畜産物

---

### 一般原則

1. 有機生産のための家畜を飼育する場合、家畜は有機農場ユニットの不可欠な要素であり、本ガイドラインに従い飼養されるべきである。
2. 家畜は以下により、有機農法に大きく寄与することができる。
  - a) 土壌の肥沃度の向上と維持
  - b) 放牧による植物相の管理
  - c) 生物の多様性向上及び、農場における互助作用の促進
  - d) 農業システムの多様性の向上
3. 畜産は土地に関連した活動である。草食動物は放牧地に、また、それ以外の動物は野外の飼育場に自由に出入りできるようにすべきである。動物の生理状態、悪天候及び土地の状況により認められる場合、又は一定の「伝統的」農法の仕組みにより放牧地への出入りを制限する場合、動物の福祉が保証されることを条件として、権限のある当局は例外を認めることができる。
4. 家畜の飼養密度は、飼料の生産能力、家畜の健康、栄養バランス及び環境への影響を考慮し、当該区域において適切に保つべきである。
5. 有機畜産管理は、自然繁殖の方法を利用し、ストレスを最小限に抑え、疾病を予防し、抗生物質等の化学逆療法用の動物用医薬品の使用を徐々に排除し、動物に対する肉



粉等動物由来の資材の給与を減らし、動物の健康と福祉の維持を目指すべきである。

#### 有機飼養の対象となる家畜

6. 畜種、血統及び繁殖方法の選定は有機飼養の原則と一致するものとし、特に以下に配慮すべきである。
  - a) 地域の状況への適合性
  - b) 生命力及び病気に対する抵抗力
  - c) 一部の畜種及び血統に関連した特有の疾病又は健康上の問題(豚ストレス症候群、自然流産等)がないこと
  
7. 本ガイドライン第 1.1 項 (a) を満たす生産物に用いられる家畜は、本ガイドラインに適合する生産ユニットから誕生若しくは孵化したか、又は本ガイドラインに定める条件に基づき飼養された親の子でなければならない。また、生存期間を通じてこのシステムの下で飼養しなければならない。
  - 家畜は、有機ユニットと非有機ユニットの間を移動してはならない。権限のある当局は本ガイドラインに適合した別のユニットから家畜を購入する場合の詳細な規則を定めることができる
  - 家畜生産ユニットの家畜であって本ガイドラインに適合しないものは、転換することができる
  
8. 事業者が、公的又は公的に認められた検査・認証機関に対して第 7 項に記載の要件を満たす家畜を入手できない旨証明が可能であって、かつ、以下のような場合には、公的又は公的に認められた検査・認証機関は、本ガイドラインに基づいて飼養されていない家畜を認めることができる。
  - a) 畜種を変更するか、又は新たに畜産を専門的に展開する場合に農場を相当な規模で拡張する場合
  - b) 壊滅的な状況により高い割合で動物が死亡する等により、家畜を更新する場合
  - c) 繁殖の用に供する雄を飼養する場合

権限のある当局は、動物が離乳後直ちに可能な限り若齢で飼養されることを考慮し、有機飼養されていない家畜が認められるかどうかについて特別な条件を定めることができる。

9. 前項の特例により認められた家畜は、第 12 項に定める条件を満たさなければならない。生産物を本ガイドライン第 3 章に従い有機と称して販売する場合、第 12 項に定める転換期間を遵守することとする。

### 転換

10. 飼料穀物や牧草の生産のための土地の転換は、本附属書のパート A 第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める規則に準拠すべきである。
11. 権限のある当局は、以下の場合にあつては、第 10 項（土地に関する場合）又は第 12 項（家畜及び畜産物に関する場合）に定める転換期間又は条件を軽減することができる。
  - a) 草食動物以外に供される放牧地、野外の飼育場及び運動場
  - b) 権限のある当局が定めた転換期間中に大規模な放牧による牛、馬、めん羊及び山羊、又は初めて転換された乳牛群
  - c) 同一農場内で家畜及び採草のみに利用される土地が同時に転換される場合、家畜、草地及び/又は家畜飼料に用いられる土地に係る転換期間は、家畜とその子畜が主として当該農場からの生産物を給与されている場合にのみ、2年に短縮することができる
12. 土地が有機の状態に達し、有機飼養されていない家畜が導入される場合にあつて、生産物を有機と称して販売する場合、当該家畜は少なくとも以下の遵守期間につき、本ガイドラインに従い飼養された家畜でなければならない。

### 牛及び馬

**肉用**：有機管理システムにおいて 12 ヶ月間かつ生存期間の 4 分の 3 以上

**肉用子牛**：離乳後直ちに飼育され、6 月齢未満にあつては、6 ヶ月間

**乳用**：権限のある当局が定める転換期間中の 90 日間及びその後 6 ヶ月間

### めん羊及び山羊

**肉用**：6 ヶ月間

**乳用**：権限のある当局が定める転換期間中の 90 日間及びその後 6 ヶ月間

### 豚

**肉用**：6 ヶ月間

### 家きん／採卵鶏

**肉用**：権限のある当局が決定する生存期間全体

**卵用**：6 週間

### 栄養

13. 全ての家畜システムにおいては、本ガイドラインの要件に従い生産された飼料（「転換中」の飼料を含む）に由来する餌を 100%最適水準で給与すべきである。
14. 権限のある当局の定める転換期間の間、畜産物は、本ガイドラインに従い生産された有機生産物から構成される飼料を乾物重量に換算して反すう動物にあっては 85%以上、反すう動物以外にあっては 80%以上給与されることにより有機の状態を維持する。
15. 上記の定めにもかかわらず、例えば、不測の深刻な自然災害若しくは人災又は異常気象の結果として、上記第 13 項に記載の要件を満たす飼料を入手できないことを事業者が公的又は公的に認められた検査・認証機関を満足させる証明が可能な場合、当該検査・認証機関は、本ガイドラインに基づいて生産されていない飼料割合を制限し、期間を限定した上で給与することを認めることができる。ただし、当該飼料に遺伝子操作／組換え生物又はその生産物が含まれていないことを条件とする。権限のある当局は、この特例に関し、使用が認められる非有機飼料の上限値と条件の双方を定めなくてはならない。
16. 特定の家畜飼料については、以下に配慮すべきである。
  - － 幼若哺乳動物にあっては、天然の乳、できれば母乳の必要性
  - － 草食動物の 1 日当たりの飼料における乾物の相当部分は、生草、乾草又はサイレージの粗飼料から構成されること
  - － 多胃動物にはサイレージのみを給与としないこと
  - － 家きんの肥育期における穀類の必要性
  - － 豚及び家きんの 1 日当たりの飼料における生草、乾草又はサイレージの粗飼料の必要性
17. 全ての家畜は、万全な健康と生命力を維持するために新鮮な水を自由に摂取できなければならない。
18. 資材 (substances)が飼料、栄養素、飼料の調製における飼料添加物又は加工助剤として使用される場合、権限のある当局は以下の基準に適合する資材 (substances)のポジティブリストを作成すべきである。

### 一般基準

- a) 資材 (substances)は、家畜飼養に関する国内の規制に基づきその使用が認められていること
- b) 資材 (substances)は、動物の健康、福祉及び生命力の維持に必要不可欠であること
- c) かつ当該資材 (substances)は、
  - － 畜種の生理学的及び行動学的要求を満たす適切な食餌に寄与すること
  - － 遺伝子操作／組換え生物及びその生産物が含まれていないこと
  - － 主として、植物、鉱物又は動物に由来すること

#### 飼料及び栄養素に関する特別基準

- a) 有機物質に由来しない植物由来の飼料は、化学溶剤の使用又は化学的処理を行わずに生産又は調製された場合に限り、第 14 項及び第 15 項の条件に従い、使用することができる
- b) 鉱物由来の飼料、微量元素、ビタミン又はプロビタミンは、天然物質に由来する場合に限り使用することができる。これらの資材 (substances)が不足する場合、又は例外的に、化学的に明確に定義された類似の物質を使用することができる
- c) 乳及び乳製品を除く動物由来の飼料、魚類、その他水産動物及びそれらに由来する生産物は一般に、又は国内の規制により定められる場合には、使用してはならない。いずれの場合も、乳及び乳製品を除き哺乳類に由来する物質を反すう動物へ給与することは認められない
- d) 合成窒素又は非タンパク質成分の窒素化合物を使用してはならない

#### 添加物及び加工助剤に関する特別基準

- a) 結合剤、固結防止剤、乳化剤、安定剤、増粘剤、界面活性剤、凝固剤にあつては、天然物質に由来するものに限り使用が認められる
- b) 酸化防止剤にあつては、天然物質に由来するものに限り使用が認められる
- c) 保存料にあつては、天然の酸に限り使用が認められる
- d) 着色料 (色素を含む)、香料及び食欲増進剤にあつては、天然物質に由来するものに限り使用が認められる
- e) プロバイオティクス、酵素及び微生物の使用は認められる
- f) 抗生物質、抗コキシジウム剤、薬剤、成長促進剤又は成長若しくは生産の促進を目的とするその他の資材 (substances)は家畜飼料に使用してはならない

19. サイレージ添加物及び加工助剤は遺伝子操作／組換え生物又はその生産物に由来せず、かつ、以下からのみ構成されるものは使用することができる。
- － 海塩
  - － 岩塩

- － 酵母
- － 酵素
- － ホエイ
- － 砂糖又は糖蜜等の砂糖製品
- － はちみつ
- － 乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌及びプロピオン酸菌、又は気象条件から十分な発酵を確保することができない場合は、権限のある当局の承認を受けて、これらから作られた天然の酸

### 健康管理

20. 有機畜産物の生産における疾病予防は、以下の原則に基づかなければならない。
  - a) 上記第 6 項に定める動物の適切な品種又は血統の選定
  - b) 病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜の種類に応じた適切な飼養管理の適用
  - c) 良質な有機飼料の使用に加え、動物本来の免疫を強化する効果のある、定期的な運動及び放牧地及び/又は野外の飼育場への出入り
  - d) 適切な家畜の飼養密度を確保し、過剰な詰込みや動物の健康上の問題につながることを回避すること
  
21. 上記の予防措置にもかかわらず、動物が病気になるか負傷した場合、必要な場合には隔離し、適切な畜舎において、直ちに治療しなければならない。生産者は、薬物治療を行うことで家畜が有機の状態を失うことになるとしても、家畜が不必要に苦しむことのないよう治療を行うべきである。
  
22. 有機飼養における動物用医薬品の使用は、以下の原則に従わなくてはならない。
  - a) 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療法若しくは管理方法がない場合、あるいは法で義務付けられている場合には、家畜のワクチン接種、寄生虫駆除剤の使用、又は動物用医薬品の治療上の使用が認められること
  - b) 植物療法薬（抗生物質を除く）、ホメオパシー薬又はアーユルベーダ治療薬及び微量元素を、化学逆症療法用の動物用医薬品又は抗生物質に優先して使用するものとする。ただし、治療効果が畜種及び治療目的の状況に効果的なことを条件とすること
  - c) 上記資材の使用が疾病又は負傷の治療に効果的でない可能性が高い場合、化学逆症療法用の動物用医薬品又は抗生物質を獣医の責任下で使用することができる。休薬期間は、法で義務付けられた期間の 2 倍とし、いかなる場合においても 48

時間以上とすること

- d) 予防措置のために化学逆症療法用の動物用医薬品又は抗生物質を使用することは、禁じられている

23. ホルモン療法は、治療上の理由により、かつ、獣医の指示に基づく場合に限り使用することができる。
24. 成長促進剤又は成長若しくは生産の促進を目的として使用される資材 (substances)は認められない。

#### 家畜の飼養、輸送及びと畜

25. 家畜の管理は、生物に対する思いやり、責任及び敬意をもって行うべきである。
26. 繁殖方法は、以下を考慮した有機飼養の原則に従うものとする。
- a) 地域の状況に基づき、有機制度下での飼育に適した畜種及び血統
  - b) 人工授精を行うことが可能な場合でも、自然な手法による繁殖を優先すること
  - c) 受精卵移植技術及びホルモンを用いた繁殖技術を用いてはならないこと
  - d) 遺伝子操作を利用した繁殖技術を用いてはならないこと
27. 羊の尾へのゴムバンドの装着、断尾、断歯、断嘴及び除角等の処置は、一般に有機的管理システムにおいて認められない。ただし、このような処置の一部は、例外的に安全上の理由（幼若動物の除角等）又は家畜の健康及び福祉向上を目的とする場合に、権限のある当局又はその指定者により承認される。そのような処置は、最も適切な時期に実施し、動物の苦痛を最小限に抑えるべきである。麻酔は必要に応じて使用する。外科的去勢は、製品の品質及び伝統的な生産方法（食肉用の豚、去勢牛、去勢鶏等）を維持する目的で認められているが、上記の条件に基づき行うこととする。
28. 生活環境及び環境の管理には、家畜の特定の行動学的要求に配慮し、以下を提供するべきである。
- 通常の行動様式を表現するのに十分な自由に動ける空間及び機会
  - 他の、特に同種の動物との交流
  - 異常な行動、負傷及び疾病の予防
  - 火災の発生、必須の機械設備の故障及び動力供給の中断等、緊急事態に対処する措置
29. 家畜の輸送は、ストレス、負傷及び苦痛を与えない方法で穏やかに行うべきである。

権限のある当局は、これらの目的に適合する特定の条件を定めるべきであり、輸送期間の上限を定めることができる。家畜の輸送に当たっては、電気刺激又は逆症療法用の精神安定剤を使用しないこととする。

30. と畜は、ストレス及び苦痛を最小限にする方法で、国内の規則に従い行うべきである。

#### 畜舎及び放し飼いの条件

31. 動物が戸外で生存できる気候条件の地域において、畜舎での飼養は、義務ではない。
32. 畜舎の条件は、以下を提供することにより、家畜の生理学的及び行動学的要求に適合させるべきである。
- － 飼料及び水を容易に摂取できること
  - － 空気循環、塵埃量、温度、空気湿度及びガス濃度が家畜に有害とならない水準に保たれるようにするための建物の防護、暖房、冷房及び換気などの設備
  - － 自然換気及び太陽光が十分入ること
33. 悪天候の期間中や、家畜の健康、安全又は福祉が脅かされる可能性がある場合、又は植物、土壌及び水質を守るために、家畜を一時的に畜舎に収容しておくことができる。
34. 畜舎内の飼養密度は以下のとおりとすべきである。
- － 家畜の種類、品種及び年齢に配慮した、家畜の快適性及び福祉を提供すること
  - － 群れの規模及び家畜の性別に応じた家畜の行動学的要求に配慮すること
  - － 自然に立ち、容易に横臥し、向きを変えたり、毛づくろいを行ったり、伸びや羽ばたき等、あらゆる自然な姿勢及び動きができる十分な空間を提供すること
35. 交差感染及び病気を媒介する生物の増加を防ぐために畜舎、囲い、設備及び器具は、適切に清掃及び消毒されているべきである。
36. 放し飼いの場所、野外の運動場、又は野外の飼育場は、必要な場合、地域の気象条件や畜種に応じて、雨、風、日光及び過度の気温を避けることのできる施設を備えるべきである。
37. 放牧地、採草地、又はその他自然若しくは半自然の生息地で飼育される戸外の家畜は、土壌の劣化及び植物の過度の採食を防ぐために飼養密度を十分に低くすべきである。

#### ほ乳類家畜

38. すべてのほ乳類家畜は、放牧地又は部分的に屋根で覆われた野外の運動場若しくは飼育場に自由に入出入り可能で、動物の生理的状态、気象条件及び土地の状態に応じてこれらの場所を利用することができなければならない。
39. 権限のある当局は、以下について特例を認めることができる。
  - － 雄牛の放牧地への出入り、又は乳牛にあっては、冬期中の野外の運動場若しくは飼育場への出入り
  - － 肥育の最終段階
40. 畜舎は、床が平坦かつ滑らない構造で、全床面積がスノコ若しくは格子構造で占められていてはならない。
41. 畜舎には、頑丈な構造で作られ、十分な広さの快適性、清潔かつ乾いた横臥休息場所が備えられているべきである。休息場所には敷料を敷いた十分な広さの乾いた寝床があるべきである。
42. 個別の囲みによる子牛の畜舎及び家畜の繋飼いは、権限のある当局の承認を得なければ認められない。
43. 雌豚は、妊娠の最終段階及び哺乳期を除き、群れで飼育するべきである。子豚はフラットデッキ又は幼豚用飼養ケージで飼育してはならない。運動場では、家畜が糞をしたり、土を掘り起こしたりすることができるべきである。
44. ウサギをケージで飼育することは認められていない。

#### 家きん

45. 家きんは、放し飼いの状態で飼養し、気象条件に応じて野外の飼育場へ自由に入出入りできるようにすべきである。家きんをケージで飼育することは認められていない。
46. 水鳥は、気象条件に応じて小川、池又は湖に入出入りできるようにするべきである。
47. すべての家きん舎は、わら、経木、砂又は芝等の敷料を敷いた頑丈な構造で作られた場所を備えるべきである。採卵鶏用には、床面の大部分において鶏糞の回収ができるべきである。群れ及び鳥の種類や規模に応じた大きさや数の止まり木及び高所にある休息場所並びに十分な大きさの出入口を有するべきである。
48. 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、権限のある当局は動物



の種類、地理的な考慮事項及び一般的な健康に応じて最長時間を規定する。

49. 健康上の理由から、家きんを飼育する畜舎において群間には空間を設けるべきである  
また、植物が再び生えるまで運動場を空けておくべきである。

#### 排泄物由来の肥料の管理

50. 家畜が飼育され、囲われ、放牧が行われる区域を維持するために行う排泄物由来の肥料の管理は、以下の方法により実施するべきである。
- a) 土壌及び水質の劣化を最小限に抑えること
  - b) 硝酸や病原菌により、著しい水質汚濁を引き起こさないこと
  - c) 栄養素の再利用を最大限に利用すること
  - d) 有機農法に反する焼却処理などの手法を含まないこと
51. たい肥化施設等、肥料の貯蔵及び処理施設はすべて、地下水及び/又は地表水の汚染を防ぐように設計、建設及び運営するべきである。
52. 施肥量は、地下水及び/又は地表水の汚染の一因とならない水準とすべきである。権限のある当局は、施肥量又は飼養密度の上限を定めることができる。施肥の時期及びその方法は、池、川及び小川へ流出する可能性を高めるものであってはならない。

#### 記録の保持及び識別

53. 事業者は、附属書 3 の第 7 項から第 15 項に定める詳細かつ最新の記録を保持すべきである。

#### 種に特有の要件

##### 養蜂及び養蜂製品

##### 一般原則

54. 養蜂は、ハチの受粉行為により、環境、農業、林業の生産性の増進に貢献する重要な活動である。
55. 巣箱の取扱い及び管理は、有機飼養の原則を遵守すべきである。
56. 採蜜区域は、適切かつ十分な栄養を供給し、水を自由に摂取できる十分な広さがなければならない。

57. 天然の花蜜、蜜及び花粉の供給元は、基本的に有機的に生産された植物及び/又は自然（野生）の植物に由来しなければならない。
58. ハチの健康は、適切な品種の選定、好ましい環境、バランスのとれた餌及び適切な養蜂慣行等に基づいて確保されるべきである。
59. 巣箱は、基本的に環境又は養蜂製品を汚染する恐れのない天然資材で作られるべきである。
60. ハチが野生の場に置かれる場合、その地固有の昆虫群に配慮するべきである。

#### 巣箱の設置場所

61. 養蜂のための巣箱は、栽培される植物及び/又は自然の植物が本ガイドライン第4章に定める生産の規則に準拠した区域に設置すべきである。
62. 公的認証機関又は当局は、事業者から提供された情報及び/又は検査プロセスにより得られる情報から、蜜、花蜜及び花粉の適切な供給元を確保する区域を承認する。
63. 公的認証機関又は当局は、ハチが本ガイドラインの要件に適合する適切かつ十分な栄養を摂取できるように、巣箱からの特定の半径の区域を指定することができる。
64. 認証機関又は当局は、使用禁止物質、遺伝子組換え生物又は環境汚染物質により汚染される発生源がある可能性のため、巣箱を設置してはならない区域を特定しなければならない。

#### 飼料

65. 生産シーズンの終了時には、活動休止期間に群れが存続するために十分な量のはちみつ及び花粉の蓄えを巣箱に残しておかなければならない。
66. 群れへの飼料の給与は、気象又はその他特別な事情による一時的な飼料の不足を補うために行うことができる。そのような場合、可能な場合には有機的に生産されたはちみつ又は糖類を使用すべきである。ただし、認証機関は、特例として期限を定めた上で非有機的に生産されたはちみつ又は糖類の使用を認めることができる。飼料の給与は、最後のはちみつの収穫から次の花蜜又は蜜の産出期間の開始までの期間に限り行うことができる。

### 転換期間

67. 養蜂製品は、少なくとも1年間本ガイドラインに従ったとき、有機的に生産されたとして販売できる。転換期間中にミツロウは、有機的に生産されたミツロウに置き換えられなければならない。1年間ですべてのミツロウが置き換わらなかった場合、認証機関又は当局は、転換期間を延長することができる。特例として、有機的に生産されたミツロウが入手できない場合、本ガイドラインに従っていない供給源からのミツロウは、禁止物質が使われていない蜜蓋（みつばちの巣のろうのふた）あるいは地域から供給されるのであれば、認証機関又は当局により認められることができる。
68. 巣箱において過去に使用禁止資材が使用されていない場合、ミツロウの取替えは必要ない。

### ハチの由来

69. 蜂群は、有機生産に転換することができる。導入するハチは、可能な場合には有機生産ユニットに由来すべきである。
70. 品種の選定には、地域の状況に適合するハチの能力、生命力及び病気に対する抵抗力を考慮すべきである。

### ハチの健康

71. 蜂群の健康は、品種の選定及び巣箱の管理による疾病の防除に重点を置いた適切な農業慣行により維持すべきである。これには以下が含まれる。
- a) 地域の状況にうまく適合する丈夫な品種の使用
  - b) 必要な場合、女王蜂の更新
  - c) 定期的な機器の清掃及び消毒
  - d) 定期的なミツロウの更新
  - e) 巣箱における十分な花粉及びはちみつの供給
  - f) 異常を発見するための巣箱の系統的な検査
  - g) 巣箱における雄蜂の組織的な管理
  - h) 必要な場合、罹患した巣箱の隔離
  - i) 汚染された巣箱及び資材の廃棄
72. 害虫や疾病対策として、以下の使用が認められている。
- － 乳酸、シュウ酸、酢酸
  - － 蟻酸
  - － 硫黄
  - － 天然の精油（メントール、ユーカリトプール、樟脳等）

- － バチルス・チューリングェンシス
- － 蒸気及び直火

73. 予防措置が機能しない場合、動物用医薬品を使用することができる。ただし、以下を条件とする。
- a) 植物療法及びホメオパシー療法を優先すること
  - b) 化学的に合成された逆症療法用薬品を使用した場合、養蜂製品を有機として販売してはならないこと。処置を施した巣箱は隔離し、1年間の転換期間を経なければならぬ。ミツロウはすべて本ガイドラインに適合するものと取り替えなければならぬ
  - c) かつ、獣医による治療を明確に記録すること
74. 雄蜂の処分は、ミツバチヘギタダニの感染がある場合に限り認められる。

#### 管理

75. 巣礎は、有機的に生産されたミツロウから作られていること。
76. 養蜂製品を収穫するために巣のハチを処分することは禁じられている。
77. 女王蜂の羽切り等の切除措置は、禁じられている。
78. はちみつ採取作業中に、化学的に合成された忌避薬を使用することは禁じられている。
79. 燻蒸は最小限にとどめること。燻蒸に使用可能な資材は、天然のもの又は本ガイドラインの要件に適合する資材とする。
80. 養蜂由来の製品の採取及び加工中は、可能な限り温度を低く維持することが望ましい。

#### 記録の保管

81. 事業者は、附属書3の第7項に定める詳細かつ最新の記録を保持すべきである。全巣箱の位置を示した地図を保管すべきである。

### C. 取扱い、保管、輸送、加工及び包装

---

82. 加工の全段階を通じて、有機生産物の信頼性が保たれていなければならない。これは精製や添加物・加工助剤の使用を制限した注意深い加工方法によるとともに、原材料の特性に合わせた技術を用いることによって達成される。電離放射能は、病虫害防除、

食品の保存、病原菌除去、あるいは衛生管理の目的で電離放射線を有機生産物に用いてはならない。エチレンは、キウイフルーツとバナナの熟成に用いることができる。

### 病害虫管理

83. 病害虫管理及び防除については、次のような措置が下記の優先順位で用いられるべきである。
- a) 施設への病害虫の生息や出入りの寸断及び排除等の予防措置を、病害虫の管理の主要な手法とすること
  - b) 予防措置が十分でない場合、病害虫防除の第一の選択は、機械的・物理的手法及び生物的手法とすること
  - c) 機械的・物理的手法及び生物的手法が病害虫の防除に不十分な場合、附属書 2 の表 2 に記載の農薬（又は権限のある当局により第 5.2 項に従い使用を認められたその他の資材（substances））を使用することができる。ただし、取扱い、保管、輸送又は加工において使用することが権限のある当局から承認されており、かつそれらが有機生産物に触れることのないようにすること
84. 適正製造基準（GMP）により、病害虫を防ぐべきである。保管区域内あるいは輸送コンテナ中での害虫防除の手段には、物理的防壁あるいは音波、超音波、光、紫外線、トラップ処理（フェロモントラップ及び静的餌罠）、温度管理、大気管理（二酸化炭素、酸素、窒素）及び珪藻土による処置が含まれる。
85. 附属書 2 に掲げられていない農薬をポストハーベストあるいは検疫目的で使用する場合は、本ガイドラインに沿って調整される生産物には認められるべきではなく、また、使用されたときには、有機生産物はその有機性を失うこととなる。

### 加工及び製造

86. 加工方法は、機械的、物理的又は生物的（発酵及び燻蒸等）によるものとし、附属書 2 の表 3 及び表 4 に記載の非農業由来の原材料及び添加物の使用を最小限に抑えるべきである。

### 包装

87. 包装資材は、可能であれば生物分解性のもの、再生されたもの又は再利用可能なものから選ぶべきである。

### 保管及び輸送

88. 以下の予防措置を用いて、保管、輸送及び取扱い中も生産物の信頼性を保つべきである。
- a) 有機生産物は常に非有機生産物が混入しないようにすること
  - b) 有機生産物は常に有機栽培及び有機的な取扱いにおいて使用を認められていない原料及び資材と接触しないようにすること
89. ユニットの一部分のみ認証されている場合、本ガイドラインの対象でないその他の生産物と分けて保管及び取り扱われ、生産物がどちらの種類であるかを明確に特定されるべきである。
90. 有機生産物のバルク貯蔵は、慣行農法による生産物の貯蔵とは分けるものとし、これらを識別できるよう明確に表示されるべきである。
91. 有機生産物の保管場所及び輸送コンテナは、有機生産で認められた方法及び資材を用いて洗浄するべきである。有機生産物専用でない保管場所又はコンテナを使用する前には、附属書 2 に記載のない農薬又はその他の処置による汚染の可能性を防ぐための措置を講じるべきである。

**附属書 2****有機食品の生産に使用可能な資材 (substances)****注意事項**

1. 土壌の肥沃化及び改良、病虫害の防除、家畜の健康及び畜産物の品質、又は食品の調製、保存及び貯蔵のために有機的システムにおいて使用される資材 (substances)は、関連する国内の規制に準拠すべきである。
2. 以下の一覧に記載される特定の資材 (substances)の使用条件 (量、使用頻度、特定の目的等) については、認証機関又は当局が定めることができる。
3. 一次生産で資材 (substances)を必要とする場合、使用が認められた資材 (substances)であっても誤用の恐れがあり、土壌又は農場の生態系を変化させうることを認識した上で、慎重に使用するべきである。
4. 以下の一覧は、包括的又は排他的なものでも限定的な規制手段でもなく、国際的に合意された投入物について、各国政府に助言を行うものである。資材の追加又は削除に当たっては、本ガイドライン第5章に詳述した、各国政府が検討すべき生産物に関する評価基準システムを一次決定要因とすべきである。

表 1

**土壌の肥沃化及び改良目的で使用する資材 (substances)**

資材 (substances)	説明、組成に関する要件、使用条件
農場の厩肥及び鶏糞	有機生産システムに由来しない場合、認証機関又は当局による承認が必要。「工場」生産 <sup>20</sup> に由来するものは使用不可。
スラリー又は尿	有機資材に由来しない場合、検査機関による承認が必要。発酵を管理及び/又は適切に希釈したものであることが望ましい。「工場」生産に由来するものは使用不可。
家きんを含む動物の排せつ物由来の堆肥	認証機関又は当局による承認が必要。
厩肥及び農場の堆肥化した厩肥	「工場」生産に由来するものは使用不可。

<sup>20</sup> 「工場」生産とは、有機農業において使用を認められない動物用医薬品及び飼料の投与に著しく依存した工業管理システムをいう。

資材 (substances)	説明、組成に関する要件、使用条件
農場の乾燥厩肥及び乾燥鶏糞	認証機関又は当局による承認が必要。「工場」生産に由来するものは使用不可。
グアノ	認証機関又は当局による承認が必要。
わら	認証機関又は当局による承認が必要。
堆肥並びに使用済み菌類及びバークミキュライト基質	認証機関又は当局による承認が必要。基質の最初の組成はこの表に記載の資材に限ること。
分別、堆肥化又は発酵した家庭の生ごみ	認証機関又は当局による承認が必要。
植物残さ由来の堆肥	
と畜場及び水産加工場からの動物性産品由来の資材	認証機関又は当局による承認が必要。
食品工場及び繊維工場からの副産物（合成添加剤による処理を行っていないもの）	認証機関又は当局による承認が必要。
海藻及び海藻製品	認証機関又は当局による承認が必要。
おがくず、バーク及び木くず	認証機関又は当局による承認が必要。かつ伐木後、化学的処理を行っていない樹木に由来するものであること。
木灰及び木炭	認証機関又は当局による承認が必要。かつ伐木後、化学的処理を行っていない樹木に由来するものであること。
天然りん鉱石	認証機関又は当局による承認が必要。カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であること。
塩基性スラグ	認証機関又は当局による承認が必要。
カリ鉱石、採掘されたカリウム塩（カイナイト、シルビナイト等）	塩素が 60%未満であるものであること。
硫酸加里（パテンカリ等）	物理的手法により得られたものであって、溶解度を高めるために化学的処理により濃縮されていないものであること。当局認証機関による承認が必要。
天然物質に由来する炭酸カルシウム（チョーク、泥灰土、マール、石灰石、りん酸石灰等）	
マグネシウム鉱石	
苦土石灰石	
エプソム塩（硫酸苦土）	
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質に由来するものに限ること。
蒸留残液及びその抽出物	アンモニウム蒸留残液を除く。
塩化ナトリウム	採掘された塩に限ること。



資材 (substances)	説明、組成に関する要件、使用条件
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であること。
微量元素 (ほう素、銅、鉄、マンガン、モリブデン、亜鉛等)	認証機関又は当局による承認が必要。
硫黄	認証機関又は当局による承認が必要。
岩石を粉砕したもの	
粘土 (ベントナイト、パーライト、ゼオライト等)	
自然発生の生物有機体 (虫等)	
パーミキュライト	
泥炭	合成添加物を除く。種子、苗床用の培養土へ使用可。その他の用途は、認証機関又は当局による承認が必要。土壌改良剤としての使用は不可。
ミミズ及び昆虫に由来する腐植土	
塩化石灰	認証機関又は当局による承認が必要。
人間の排せつ物	認証機関又は当局による承認が必要。化学汚染の恐れをもたらす家庭及び産業廃棄物から分離された供給源のもの。有害動植物、寄生虫、病原微生物による危険を排除するよう十分な処置が施されており、食用作物又は植物の可食部分に使用しないこと。
製糖産業の副産物 (蒸留残さ等)	認証機関又は当局による承認が必要。
油ヤシ、ココナッツ及びカカオの副産物 (空果房、パーム油工場の廃液 (POME)、ココアピート及びカカオの空鞘)	認証機関又は当局による承認が必要。
有機農業に由来する原材料を加工する産業副産物	認証機関又は当局による承認が必要。
塩化カルシウム溶液	カルシウム欠乏症が証明された場合の葉の処置に使用。

表 2

植物の病害虫管理のための資材 (substances)

資材 (substances)	説明、組成に関する要件、使用条件
<b>I. 植物及び動物</b>	
除虫菊から抽出したピレトリンを基礎とする調製品 (場合により共力剤を含む)	認証機関又は当局による承認が必要。2005 年以降、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ドクフジ、ロンコカルプス、テフロシア属に由来するロテノン調製品	認証機関又は当局による承認が必要。当該物質は水系に入らないように使用するべきである。
カシア由来の調製品	認証機関又は当局による承認が必要。
イイギリ科樹木由来の調製品	認証機関又は当局による承認が必要。
インドセンダン由来のニーム (アザジラクチン) の市販調製品/生産物	認証機関又は当局による承認が必要。
プロポリス	認証機関又は当局による承認が必要。
植物油及び動物油	
海藻、海藻粉、海藻抽出物、海塩及び塩水	認証機関又は当局による承認が必要。化学的処理を行っていないもの。
ゼラチン	
レシチン	認証機関又は当局による承認が必要。
カゼイン	
天然の酸 (酢等)	認証機関又は当局による承認が必要。
アスペルギルス属菌由来の発酵産物	
きのこの抽出物 (椎茸菌)	認証機関又は当局による承認が必要。
クロレラ抽出物	
キチン	天然物質に由来するもの。
天然植物由来の調製品 (タバコを除く)	認証機関又は当局による承認が必要。
タバコ抽出物 (純粋なニコチンを除く)	認証機関又は当局による承認が必要。
サバジラ	
ミツロウ	
スピノサド	スピノサドは対象外の種へのリスク及び耐性発現のリスクを最小限に抑えるような方法で使用すべきである。
<b>II. 鉱物</b>	

資材 (substances)	説明、組成に関する要件、使用条件
水酸化銅、オクタン酸銅、オキシ塩化銅、(三塩基性) 硫酸銅、亜酸化銅、ボルドー剤及びバーガンディ剤の形態による銅	処方及び散布量については、認証機関又は当局による承認が必要。殺菌剤として使用する場合、土壌への銅蓄積を最低限に抑えるような方法で使用する事が条件。
硫黄	認証機関又は当局による承認が必要。
鉍物粉末 (岩石を粉砕したもの、珪酸塩)	
珪藻土	認証機関又は当局による承認が必要。
珪酸塩、粘土 (ベントナイト)	
珪酸ナトリウム	
重炭酸ナトリウム	
過マンガン酸カリウム	認証機関又は当局による承認が必要。
リン酸鉄	軟体動物駆除剤として使用するもの。
パラフィン油	認証機関又は当局による承認が必要。
炭酸水素カリウム	
<b>III. 有害動植物の生物的防除に使用される微生物</b>	
バチルス・チューリンゲンシス、顆粒病ウイルス等の微生物 (細菌、ウイルス、菌類)	認証機関又は当局による承認が必要。
<b>IV. その他</b>	
二酸化炭素及び窒素ガス	認証機関又は当局による承認が必要。
カリウム石鹼 (軟石鹼)	
エタノール	認証機関又は当局による承認が必要。
ホメオパシー及びアーユルベーダ調製品	
薬草及びバイオダイナミック調製品	
不妊化した昆虫雄	認証機関又は当局による承認が必要。
殺鼠剤	畜舎及び設備における病害虫の防除のための資材。認証機関又は当局による承認が必要。

資材 (substances)	説明、組成に関する要件、使用条件
エチレン	<p>ミバエ被害を防止するためのかんきつ類の成熟及びパイナップルの開花誘発剤のために使用すること。</p> <p>馬鈴薯及び玉ねぎの発芽抑制として：                      長期間休眠する特性のある品種が入手できない場合                      又はこれらの品種がその土地での生産条件に合致しない場合、保管された馬鈴薯及び玉ねぎの発芽抑制のために使用するには、認証機関又は当局による承認が必要。その際、事業者及び作業員への接触を最低限にする方法で使用しなければならない。</p>
<b>V. トラップ</b>	
フェロモン調製品	
高等動物に対する忌避作用を含むメタアルデヒドを基礎とする調製品であって、トラップに用いられるものに限ること。	認証機関又は当局による承認が必要。
鉍油	認証機関又は当局による承認が必要。
作物保護ネット、らせん杭、接着剤式トラップ、粘着式テープ等の物理的防除道具	

## 表 3

## 本ガイドライン第 3 章で言及された非農業由来の原材料

## 3.1 特定の有機食品分類又は個別の食品項目において特定の条件下で使用を認められる添加物

以下の表には、有機食品の生産において使用を認められるキャリアーを含む食品添加物の一覧が掲載されている。以下の表中の食品添加物のそれぞれに関する機能的用途並びに食品分類及び個別の食品項目は、「食品添加物に関する一般規格（GSFA）」の表 1 から表 3 及びコーデックス委員会が採択したその他の規格の規定に準拠している。この表は有機食品の加工のための指標的な一覧にすぎない。各国は、自国のために本ガイドライン第 5.2 項において推奨される要件を満たす、資材（substances）一覧を策定することができる。

この表に記載の食品添加物は、特定の食品において指定された機能を果たすために使用することができる。

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
170i	炭酸カルシウム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）
220	二酸化硫黄	すべて	14.2.2 リンゴ酒及びペリー 14.2.3 ブドウ酒 14.2.4 ワイン（ブドウ以外のもの）	14.2.5 はちみつ酒
270	乳酸（L-、D-及びDL-）	すべて	04.2.2.7 発酵野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、及び海藻製品（食品分類 12.10 の発酵大豆製品を除く）	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く） 08.4 食用に用いられるケーシング（ソーセージのケーシング等）
290	二酸化炭素	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用可。ただし GSFA の例外は適用。
296	リンゴ酸（DL-）	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用不可。
300	アスコルビン酸	すべて	天然物質に由来するものが十分に入手できないことを条件とする。 使用可。ただし GSFA の例外は適用。	天然物質に由来するものが十分に入手できないことを条件とする。 08.2 食肉、家きん及び猟鳥獣の加工品（ホール又はカットされたもの） 08.3 食肉、家きん及び猟鳥獣のひき肉加工品 08.4 食用に用いられるケーシング（ソーセージのケーシング等）
307	トコフェロール （天然混合濃縮物）	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	「食品添加物に関する一般規格」及びコーデックス委員会が採択したその他の規格に基づき認められるすべての混合製品

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
322	レシチン（漂白処理及び有機溶媒処理をせずに得られたもの）	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く） 02.0 油脂及び脂肪乳剤 12.6.1 乳状化ソース（マヨネーズ、サラダドレッシング等） 13.1 乳児用調製乳及びフォローアップ調整乳 13.2 乳幼児用補助食
327	乳酸カルシウム	すべて	使用不可。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）
330	クエン酸	すべて	04.0 果実及び野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻並びに木の実及び種子	凝固剤として特定のチーズ製品及び加熱卵に使用する。 01.6 チーズ及びそれに類するもの 02.1 油脂（基本的に水を含まない） 10.0 卵及び卵製品
331i	クエン酸二水素ナトリウム	すべて	使用不可。	01.1.1.2 バターミルク（プレーン）（安定剤に限る） 01.1.2 香料入り又は発酵させた乳飲料（チョコレートミルク、ココア、エッグノッグ、ヨーグルト飲料、乳清飲料等） 01.2.1.2 発酵乳（プレーン）、発酵後加熱処理されたもの（安定剤に限る） 01.2.2 レンネットミルク（安定剤に限る） 01.3 コンデンスミルク及びそれに類するもの（プレーン）（安定剤に限る） 01.4 クリーム（プレーン）及びそれに類するもの（安定剤に限る） 01.5.1 粉乳及び粉末クリーム（プレーン）（安定剤に限る）

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
				01.6.1 フレッシュチーズ（安定剤に限る） 01.6.4 プロセスチーズ（乳化剤に限る） 01.8.2 乾燥ホエー及びホエー製品（ホエーチーズを除く） 08.3 食肉、家きん及び猟鳥獣のひき肉加工品への使用は、ソーセージに使用する場合に限る。 以下にあっては、卵白の殺菌に使用する場合に限る。 10.2 卵製品
332i	クエン酸二水素カリウム	すべて	使用不可。	使用可。ただし GSFA の例外は適用。
333	クエン酸カルシウム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）
334	酒石酸	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用不可。
335i 335ii	酒石酸モノナトリウム 酒石酸二ナトリウム	すべて	05.0 菓子類 07.2.1 ケーキ類	使用不可。
336i 336ii	酒石酸モノカリウム 酒石酸二カリウム	すべて	05.0 菓子類 06.2 小麦粉及びびでんぷん 07.2.1 ケーキ類	使用不可。
341i	オルトリン酸モノカルシウム	すべて	06.2.1 小麦粉	使用不可。
400	アルギン酸	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）
401	アルギン酸ナトリウム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）



国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
				「食品添加物に関する一般規格」及びコーデックス委員会が採択したその他の規格に基づき認められるすべての混合製品
402	アルギン酸カリウム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く） 「食品添加物に関する一般規格」及びコーデックス委員会が採択したその他の規格に基づき認められるすべての混合製品
406	寒天	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用可。ただし GSFA の例外は適用。
407	カラギナン	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）
410	カロブビーンガム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.1 乳及び乳飲料 01.2 発酵乳及びレンネットミルク製品（プレーン）（食品分類 01.1.2 の乳飲料を除く） 01.3 コンデンスミルク及びそれに類するもの（プレーン） 01.4 クリーム（プレーン）及びそれに類するもの 01.5 粉乳及び粉末クリーム並びにそれらに類するもの（プレーン） 01.6 チーズ及びそれに類するもの 01.7 乳製品デザート（プリン、フルーツヨーグルト、フレーバーヨーグルト等） 01.8.1 液体ホエイ及びホエイ製品（ホエイチーズを除く） 08.1.2 食肉、家きん及び猟鳥獣のひき肉 08.2 食肉、家きん及び猟鳥獣の加工品（ホール又はカット）

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
				08.3 食肉、家きん及び猟鳥獣のひき肉加工品 08.4 食用に用いられるケーシング（ソーセージのケーシング等）
412	グアーガム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く） 8.2.2 食肉、家きん及び猟鳥獣の加工品（ホール又はカット）で加熱処理されたもの 8.3.2 食肉、家きん及び猟鳥獣のひき肉加工品で加熱処理されたもの 10.2 卵製品
413	トラガントガム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用可。ただし GSFA の例外は適用。
414	アラビアガム	すべて	02.0 油脂及び脂肪乳剤 05.0 菓子類	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く） 02.0 油脂及び脂肪乳剤 05.0 菓子類
415	キサントガム	すべて	02.0 油脂及び脂肪乳剤 04.0 果実及び野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻並びに木の実及び種子 07.0 パン類 12.7 サラダ（マカロニサラダ、ポテトサラダ等）	使用不可。
416	カラヤガム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用不可。
422	グリセリン	すべて	農産物から得られたものであって、植物の抽出物にキャリアとして使用されるもの 04.1.1.1 未処理の果実 04.1.1.2 表面処理済みの果実 04.1.2 果実の加工品	使用不可。

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
			<p>04.2.1.2 表面処理済の生野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻並びに木の実及び種子</p> <p>04.2.2.2 乾燥野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻並びに木の実及び種子</p> <p>04.2.2.3 野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）並びに酢、油、塩水又は醤油に漬けた海藻</p> <p>04.2.2.4 缶詰又は瓶詰（殺菌済み）又はレトルトの野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）及び海藻</p> <p>04.2.2.5 野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻、木の実及び種子のピューレ並びにスプレッド（ピーナツバター等）</p> <p>04.2.2.6 野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻、木の実及び種子の果肉並びに調製品（野菜のデザート及びソース、砂糖漬け野菜等）（食品分類 04.2.2.5 を除く）</p> <p>04.2.2.7 発酵野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）及び海藻製品（食品分類 12.10 の発酵大豆製品を除く）</p> <p>12.2 ハーブ、香辛料、調味料及び薬味（即席めん類の調味料等）</p>	
440	ペクチン (非アミド化)	すべて	使用可。ただし GSGA の例外は適用。	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く）
500ii	炭酸水素ナトリウ	すべて	05.0 菓子類	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
500iii	ム セスキ炭酸ナトリ ウム		07.0 パン類	製品を除く)
501i	炭酸カリウム	すべて	05.0 菓子類 06.0 穀物、根・塊茎、豆類・マメ科の植物に由来するシリアル及びシリアル製品（食品分類 7.0 のパン類を除く） 07.2 調理パン類（砂糖、塩、香味を施したもの）及び混合	使用不可。
503i 503ii	炭酸アンモニウム 炭酸水素アンモニ ウム	酸性の調節 膨張剤	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用不可。
504i 504ii	炭酸マグネシウム 炭酸水素マグネシ ウム	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用不可。
508	塩化カリウム	すべて	04.0 果実及び野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻並びに木の実及び種子 12.4 マスタード 12.6.2 非乳化ソース（ケチャップ、チーズソース、クリームソース、ブラウングレービーソース等）	使用不可。

国際番号 システム (INS) 番号	添加物の名称	有機生産で 認められる 機能的用途	食品分類において使用が認められるもの	
			農産物由来の食品	畜産物由来の食品
509	塩化カルシウム	すべて	04.0 果実及び野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科の植物及びアロエ等）、海藻並びに木の実及び種子 06.8 大豆製品（食品分類 12.9 の大豆製品及び食品分類 12.10 の発酵大豆製品を除く） 12.9.1 大豆プロテイン製品 12.10 発酵大豆製品	01.0 乳製品及びそれに類するもの（食品分類 02.0 の製品を除く） 08.2 食肉、家きん及び猟鳥獣の加工品（ホール又はカット） 08.3 食肉、家きん及び猟鳥獣のひき肉加工品 08.4 食用に用いられるケーシング（ソーセージのケーシング等）
511	塩化マグネシウム	すべて	06.8 大豆製品（食品分類 12.9 の大豆製品及び食品分類 12.10 の発酵大豆製品を除く） 12.9.1 大豆プロテイン製品 12.10 発酵大豆製品	使用不可。
516	硫酸カルシウム	すべて	06.8 大豆製品（食品分類 12.9 の大豆製品及び食品分類 12.10 の発酵大豆製品を除く） 07.2.1 ケーキ、クッキー及びパイ類（果実又はカスタードを詰めたタイプ等） 12.8 酵母及びそれに類する製品 12.9.1 大豆プロテイン製品 12.10 発酵大豆製品	使用不可。
524	水酸化ナトリウム	すべて	06.0 穀物、根・塊茎、豆類・マメ科の植物に由来するシリアル及びシリアル製品（食品分類 7.0 のパン類を除く） 07.1.1.1 イースト発酵パン及び特殊パン	使用不可。
551	二酸化珪素 （非晶質）	すべて	12.2 ハーブ、香辛料、調味料及び薬味（即席めん類の調味料等）	使用不可。
941	窒素	すべて	使用可。ただし GSFA の例外は適用。	使用可。ただし GSFA の例外は適用。

3.2 香料

天然香料資材 (substances)又は天然香料調製品と表示される資材 (substances)及び製品は、「天然香料の一般要求事項 (CAC/GL29-1987)」において定義されている。

3.3 水及び塩

飲料水。

塩 (食品加工に一般に使用される基本構成要素としての塩化ナトリウム又は塩化カリウムを含む)。

3.4 微生物及び酵素の調製品

食品加工に通常使用される微生物及び酵素の調製品 (遺伝子操作/組換え微生物又は遺伝子操作に由来する酵素を除く)。

3.5 ミネラル (微量元素を含む)、ビタミン、必須脂肪酸、必須アミノ酸及びその他の窒素化合物

食品への添加が法律上義務付けられる場合に限り認められる。

表 4

本ガイドライン第3章で言及された農業由来生産品の調製に使用可能な加工助剤

資材 (substances)	特定の条件
農産物に使用されるもの	
水	
塩化カルシウム	凝固剤
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
硫酸カルシウム	凝固剤
塩化マグネシウム (又はにがり)	凝固剤
炭酸カリウム	干しブドウの乾燥
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	溶媒
タンニン酸	ろ過助剤
卵白アルブミン	
カゼイン	
ゼラチン	
アイシングラス	
植物油	潤滑油又は分離剤
二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
珪藻土	
パーライト	
ヘーゼルナッツの殻	
ミツロウ	分離剤
カルナウバロウ	分離剤
硫酸	砂糖類の製造における抽出水の pH 調整剤
水酸化ナトリウム	砂糖類の製造における pH 調整剤

資材 (substances)	特定の条件
酒石酸及び塩	
炭酸ナトリウム	砂糖類の製造
樹皮成分の調製品	
水酸化カリウム	砂糖類の加工に使用する pH 調整剤
クエン酸	pH 調整剤

微生物及び酵素の調製品

食品加工に加工助剤として通常使用される微生物及び酵素の調製品（遺伝子操作／組換え生物及び遺伝子操作／組換え生物に由来する酵素を除く）

畜産物及び養蜂製品に使用されるもの

以下は畜産物及び養蜂製品の加工のための暫定的な一覧である。各国は、自国のために本ガイドライン第 5.2 項において推奨される要件を満たす資材 (substances) 一覧を策定することができる。

国際番号システム (INS)	名称	特定の条件
	炭酸カルシウム	
	塩化カルシウム	チーズ製造における安定剤、凝固剤
	カオリン	プロポリスの抽出
	乳酸	乳製品に使用する場合の凝固剤、チーズの塩漬の pH 調整剤
	炭酸ナトリウム	乳製品に使用する場合の中和剤
	水	



**附属書 3****検査又は認証制度における最低限の検査要件及び予防措置**

1. 本ガイドライン第3章に従い表示される産品が国際的に合意された慣行に適合しているかを検証するためには、フードチェーン全体にわたる検査措置が必要である。公的認証機関又は公的に認められた認証機関又は当局及び権限のある当局は、本ガイドラインに基づく方針及び手続きを定めるべきである。
2. 検査制度下において、検査機関がすべての書面及び/又は文書化された全記録を閲覧し、施設への立入りを可能とすることが不可欠である。また、検査対象の事業者は、権限のある当局又は指定機関に対しても同様に閲覧又は立入りを認め、第三者による監査のために必要なあらゆる情報を提供すべきである。

**A. 生産ユニット**

3. 本ガイドラインに基づく生産は、作物及び家畜のための土地区画、生産区域、農場の建物並びに保管施設が本ガイドラインに基づかない他のユニットとは明確に分離されたユニットにおいて行われるべきである。調製及び/又は包装をユニットで行うことができるが、そこでの活動は自らの農産物の調製及び包装に限定すべきである。
4. 検査措置が最初に導入される場合、事業者及び公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局は、以下を含む文書を作成し署名すべきである。
  - a) ユニット及び/又は採取場の全詳細（貯蔵・生産施設及び土地区画、また、必要に応じて、特定の調製及び/又は包装作業が行われる施設を説明するもの）
  - b) 自生している農産物の採取にあつては、必要に応じて、附属書1の第10項の規定に適合していることを保証するために生産者が提供可能な第三者による保証
  - c) 本ガイドラインの遵守を確保するために、ユニットの段階で講じられるすべての実用的な措置
  - d) 本ガイドライン第4章に適合しない資材を当該の土地区画及び/又は採取場に対して最後に使用した日
  - e) 事業者が第3章及び第4章に従い作業を実施し、これに違反する場合、本ガイドライン第6章第9項で言及された措置の実施を受け入れるという確約
5. 事業者は、毎年、認証機関又は当局が指示する日より前に、土地区画／家畜、家畜又はハチの群れごとの内訳を示した農産物及び家畜の生産スケジュールを公的認証機関又は公的に認められた認証機関に通知するべきである。

6. 購入されたすべての原料の由来、性質及び数量、並びに当該原料の使用を公的認証機関又は公的に認められた認証機関が追跡調査できるよう、書面及び/又は文書による記録が保管されなければならない。さらに、販売されたすべての農産物の性質、数量及び荷受人につき、書面及び/又は文書による記録を保管されなければならない。最終消費者に直接販売された数量については、可能であれば毎日計上するべきである。ユニット自体で農産物が加工される場合、その記録には本附属書の B2 の三番目の箇条書きにおいて求められる情報が含まれているべきである。
7. 全家畜は、個別に、又は小型の家畜若しくは家きんにあっては群れごとに、ハチにあっては巣箱ごとに識別されるべきである。システム内の家畜及びハチの群れを常時追跡調査でき、監査目的での適切な証憑書類を提供できるよう、書面及び/又は文書による記録が保管されなければならない。事業者は以下の詳細かつ最新の記録を保持すべきである。
  - a) 家畜の繁殖及び/又は由来
  - b) 購入に関する記録
  - c) 疾病、傷害及び繁殖上の問題の防止及び管理に用いられる保健計画
  - d) 処置を受けた動物又はハチの隔離期間や特定等、あらゆる目的により施されたすべての処置及び薬剤
  - e) 給与される飼料及び飼料の由来
  - f) ユニット内の家畜の群れの移動、並びに地図上で特定した指定の採取区域内のハチの群れの移動
  - g) 輸送、と畜及び/又は販売
  - h) 全養蜂製品の抽出、加工及び保管
8. 本ガイドライン第 4.1 項 (b) に適合するもの以外の投入資材 (substances) をユニットで保管することは禁じられている。
9. 公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局は、ユニットの総合的な実地検査が少なくとも年 1 回確実に行われるようにすべきである。本ガイドラインに記載のない資材の使用が疑われる場合には、試験に用いる当該資材のサンプルを採取することができる。実地検査ごとに検査報告書を作成しさらに、必要に応じて又は無作為に、抜打ち検査も随時行うべきである。
10. 事業者は、検査目的のために認証機関に対し、保管・生産施設及び土地区画への立入り、並びにその記録及び関連する証憑書類の閲覧を認めるべきである。また、事業者は検査目的上必要とみなされる一切の情報を検査機関に提供すべきである。

11. 本ガイドライン第1章に言及する生産物であって、最終消費者に対する包装を自ら行わないものについては、内容物が本ガイドラインに適合しない資材又は産品との汚染や取替えが行われないように輸送すべきである。また、法により義務付けられたその他の表示を損なうことなく、以下の情報を表示する。
  - － 生産物の生産又は調製の責任者の名称及び住所
  - － 生産物の名称
  - － 生産物が有機であること
12. 事業者が同一区域において複数の生産ユニットを運営する場合（並行作付け）、第1章の対象とならない作物、その産品を生産する区域におけるユニットも上記第4項の箇条書き、第6項及び第8項につき検査措置の対象となる。上記第3項で言及されるユニットで生産されたものと区別がつかない種類の農産物については、これらのユニットで生産してはならない。
  - － 権限のある当局により特例が認められる場合、当該官庁は特例が認められた生産の種類及び状況、並びに実施されるべき抜き打ち検査、収穫期中の追加検査、追加文書要件、混入を防ぐ事業者の能力の評価等、補足的な検査要件を特定しなければならない
  - － 本ガイドラインの今後の見直し結果が出るまで、加盟国は、区別がつかないとしても、適用されるしかるべき検査措置に従い、同じ種類の産物の並行作付けを承認することができる
13. 有機畜産物の生産において、1つの生産ユニットであり同一のユニットの全家畜は、本ガイドラインに定める規則に従い飼養しなければならない。ただし、本ガイドラインに従い飼育される家畜と明確に分離することを条件として、本ガイドラインに従って飼養されていない家畜を有機飼養の場所にて飼育してもよい。権限のある当局は、畜種を同じにしない等、より制限的な措置を指示することができる。
14. 権限のある当局は、以下を条件として、本ガイドラインの規定に従い飼養される動物を共有地で採食させることを承認することができる。
  - a) この土地が、少なくとも3年間につき、本ガイドライン第4.1項(a)及び(b)で使用を認められた資材以外を施されていないこと
  - b) 本ガイドラインの規定に従い飼養された動物と、それ以外の動物との間に明確な分離措置を行うことが可能であること
15. 畜産物の生産に関して、権限のある当局は、本附属書の他の規定を損なうことなく、消費者への販売に至るまでの生産及び調製の全段階に関連する検査により、加工及びその他の調製から最終的な包装及び/又は表示までの家畜生産ユニットに由来する家

畜及び畜産物のトレーサビリティを、技術的に可能な限り確保するようにすべきである。

## B. 調製及び包装ユニット

---

1. 生産者及び/又は事業者は以下を提供すべきである。
  - － ユニットの全詳細（農産物の調製、包装及び貯蔵に関する作業の前後に使用される施設を説明するもの）
  - － 本ガイドラインの遵守を確保するために、ユニットの段階で講じられるすべての実用的な措置

この詳細及び措置にはユニットの責任者及び認証機関が署名すること。

同報告書には、事業者が本ガイドライン第4章に適合する方法で作業を実施し、これに違反する場合、本ガイドライン第6.9項に言及する措置の実施を受け入れるという確約を含むものとし、両当事者が連署すること。

2. 認証機関又は当局が以下を追跡調査できるよう、書面による記録が保管されるべきである。
  - － ユニットに運び込まれた、本ガイドライン第1章で言及される農産物の由来、性質及び数量
  - － ユニットから運び出された、本ガイドライン第1章で言及される生産物の性質、数量及び荷受人
  - － ユニットに運び込まれた原材料、添加物及び加工助剤の由来、性質及び数量、並びに加工品の構成等のその他の情報であって、作業を適切に検査する目的で認証機関又は当局から要求されるもの
3. 本ガイドライン第1章で言及されない生産物も当該のユニットにおいて加工、包装又は保管される場合、
  - － ユニットは、本ガイドライン第1章で言及される生産物を作業の前後に、保管するため、敷地内に分離した区域を有すること
  - － 作業全体が完了するまで、作業は、本ガイドライン第1章の対象外の実産物に対して実施される類似の作業とは場所又は時間を分けて継続的に実施すること
  - － そのような作業が頻繁には実施されない場合、その旨を認証機関又は当局と合意した期限とともに事前に通知しておくこと
  - － ロットの識別を確保し、本ガイドラインの要件に従って得られない生産物の混入を防ぐためにあらゆる措置を講じること

4. 公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局は、ユニットの総合的な実地検査が少なくとも年1回确实に行われるようにすべきである。本ガイドラインに記載のない資材の使用が疑われる場合には、試験に用いる当該資材のサンプルを採取することができる。実地検査ごとに検査報告書を作成し、検査を受けたユニットの責任者がこれに副署すべきである。さらに、必要に応じて又は無作為に、抜打ち検査も随時行うべきである。
5. 事業者は、検査目的のために、公的認証機関又は公的に認められた認証機関若しくは当局に対し、ユニットへの立入り、並びに書面による記録及び関連する証憑書類の閲覧を認めるべきである。また、事業者は、検査目的上必要とみなされる一切の情報を検査機関に提供すべきである。
6. 本附属書の A 第 10 項に定める輸送に関する要件が適用される。
7. 本ガイドライン第 1 章で言及される生産物の受取り時に、事業者は以下を確認しなければならない。
  - － 必要な場合には包装が閉じられているか又は封じられていること
  - － 本附属書の A 第 10 項に言及する表示の有無  
この検証結果を B 第 2 項に言及する記録において明記するものとする。当該生産物が本ガイドライン第 6 章に定める生産システムに従って検証することができないとの疑いがある場合、有機生産方法について言及する表示をせずに市場にて販売しなければならない。

## C. 輸入

---

輸入国は、輸入業者及び輸入された有機生産物に関する適切な検査要件を定めるべきである。